担い手の確保・育成②

(2) 中核的な担い手の育成(3) 集落営農の経営改善(4) 地域をけん引する経営体の増加

1. 目指す姿と取組のポイント

農業経営課

- 〇 地域や産地の中核となる担い手を確保するため、担い手の経営発展に向けた取組を 支援。(販売額1,000万円以上(=他産業並みの所得)の経営体の増加)
- 集落営農組織の経営の継続性確保に向けた法人化や多角化による収益確保の取組や、 後継者確保の取組を支援。
- 地域とともに発展していこうとする意欲のある企業を「地域けん引経営体」として 誘致・参画を推進。

2. 取組の進め方と令和6年度予算事業

規模拡大、生産性向上支援

- (1) 中核的な担い手
- ① 規模拡大や生産性向上を図ろうとする農業者等に対して、必要な機械・施設等の 設備投資を支援(国)

助成の対象:利益の拡大、経営コストの縮減等の取組に必要な機械等 補助率 3/10以内

※条件不利地域支援では導入する機械等に応じて1/3以内、1/2以内

【農地利用効率化等支援交付金 30,000千円(45,000千円)】

【産地生産基盤パワーアップ事業】

② 規模拡大等の際に必要な機械等の整備を支援(県)

助成の対象:認定農業者の生産コスト低減、水田園芸や有機農業の導入に必要な 機械等

補助率 1/3以内

上限 認定農業者 (認定農業者である集落営農法人を含む) 3,333千円 ※設立1年未満の法人(集落営農法人を除く) 8,000千円

【再掲:機械等整備事業】

- ③ 規模拡大等の際に必要な施設等の整備を支援(県) 【詳細はP6参照】 助成の対象:園芸用ハウス、菌床きのこハウス、畜舎、たい肥舎等
 - ・国事業を活用する場合

補助率:国事業(産地パワーアップ事業)活用の場合、国は資材費の1/2を助成、 県は総事業費の1/4を助成

・国事業を活用しない場合

補助率:市町村が事業費の1/3を助成する場合、県も同額を助成 (県1/3、市町村1/3、事業者1/3)

【再掲:ハウス等整備事業】

【参考】 農業用ハウス整備支援の充実・強化(R3年度~)

例:事業費10,000千円(資材費7,000千円)の農業用ハウスを整備する場合

国庫活用型

国3.500 県2.500 X 本人負担 (資材費の1/2) (事業費の1/4)

※可能な限り国庫事業の活用を進めるため、市町村に対し、事業費の1/10程度の上乗

※市町村が1/10上乗せすると、国庫非活用型の場合より本人負担が軽減される。

国庫非活用型

県3.333 市町村 3.333 本人負担 (事業費の1/3) (事業費の1/3) 3,334

(2)集落営農

- (1) の①~③の事業に加え、
- ① 集落営農の法人化支援(立ち上がり経費支援)

助成の対象:会計ソフト、オペレータの資格取得等

補助率 1/2以内

上限 1,000千円 (3年間の累計)

② 広域連携による経営の継続及び効率化の活動を支援

助成の対象:オペレータの資格取得、共同販売活動等

補助率 1/2以内 上限 1,000千円

【集落営農体制強化推進事業 14,479千円(14,479千円)】

③ 集落営農の法人化、広域連携組織設立の際に必要な機械等の整備を支援

助成の対象:集落営農法人の新規設立に際して必要な機械等

広域連携組織による共同活動(省力・低コスト化等)に必要な機械等

補助率 1/3以内

3,333千円 (設立1年未満の法人かつ認定農業者8,000千円) 上限

【再掲:機械等整備事業】

④ 新たに水田園芸に取り組む意欲のある集落営農組織の栽培実証ほの設置を支援

【P10参照】 補助率 1/2以内

【水田園芸チャレンジ支援】

- (3) 地域けん引経営体
- (1) の①~③の事業に加え、
- ① 経営開始支援

助成の対象

• 法人設立経費、事務所賃貸料、基盤整備等 補助率 1/2等

【地域をけん引する経営体確保対策事業 29,840千円(29,947千円)】

・経営を開始する際に必要な機械整備 補助率 1/3以内 上限 5,000千円

【再掲:機械等整備事業】